

石井町個人事業主等に対する新型コロナウイルス感染症傷病見舞金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石井町の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）のうち、事業所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第27条第2項に規定する事業所得をいう。）により生計を立てている被保険者（以下「個人事業主等」という。）が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染し、療養のため事業を営むことができない場合に、石井町個人事業主等に対する新型コロナウイルス感染症傷病見舞金（以下「傷病見舞金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、次の各号のすべてに該当する個人事業主等で、町長が適当と認める者とする。

- (1) 令和3年4月1日から令和5年1月31日までの間に新型コロナウイルス感染症を診断するための検査（以下「検査」という。）を受けた者
 - (2) 検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していた者
 - (3) 検査を受けた日において、被保険者の資格を有している者
 - (4) 国民健康保険税の滞納のない世帯に属する者又は後期高齢者医療保険料の滞納のない者
 - (5) 石井町暴力団排除条例（平成24年6月20日条例第16号）に定める暴力団に関係していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、石井町国民健康保険条例および徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に規定する傷病手当金を受けることができる者には、傷病見舞金を支給しない。

(傷病見舞金の額)

第3条 傷病見舞金の額は、予算の範囲内において、事業主ごとに一律10万円とし、1回限りの給付とする。

(傷病見舞金の申請)

第4条 傷病見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石井町個人事業主等に対する新型コロナウイルス感染症傷病見舞金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

- (1) 個人事業主等であることが確認できる書類
- (2) 医療機関等の診断書
- (3) 振込先口座の情報が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(給付決定及び給付)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、傷病見舞金の給付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により傷病見舞金の給付の可否を決定したときは、石井町個人事業主等に対する新型コロナウイルス感染症傷病見舞金給付決定（却下）通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

（傷病見舞金の返還）

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により傷病見舞金の給付を受けた者がいるときは、既に給付を受けた傷病見舞金を期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第7条 傷病見舞金の給付を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、傷病見舞金の支給等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和4年2月1日から適用する。